

山口県公立大学法人評価委員会（第9回）の審議要旨

- 1 日 時 平成20年8月1日（金） 15:00～16:30
- 2 場 所 山口県庁共用第2会議室
- 3 出席委員 牛見委員長、久保田委員、呉委員、小林委員、松浦委員（50音順）

4 報告事項

山口県公立大学法人評価委員会（第8回）の審議要旨

5 審議事項

- (1) 平成19年度に係る法人の業務の実績に関する評価について
- (2) 平成19年度に係る法人の財務諸表等について

6 審議要旨 [● 委員 ◇ 委員長 □ 法人]

- (1) 平成19年度に係る法人の業務の実績に関する評価について

- 評価委員会の評価結果を、法人の自己評価どおり「概ね順調」（「標準」のB評価）とすることに異論はない。評価書素案の記述内容も適正と考える。

大学は「地域力」を担う大きな要素である。県立大学は地域力の向上に大きな役割を果たしており、県政に大きく貢献している。今後も、オープンカレッジ等の取組に多くの県民が参加できるよう期待したい。

平成19年度において、文部科学省が大学の優れた教育プログラムに対して財政支援を行う「GP (Good Practice)」に、県立大学の5件のテーマが採択された。

これは、学長のリーダーシップはもとより、長年の地道な教育・研究の成果が高く評価されたものと考え。GPの展開は地域貢献そのものであり、今後、採択されたプログラムを大いに発展させ、県立大学の力を発揮していただきたい。

県立大学には、看護栄養、社会福祉、国際文化といった学問分野がある。これまでは、大学全体としての評価が中心であったが、今後は、それぞれの学問分野を担う個々の学部等についても、どのように競争力を強化していくのか注目していきたい。

「山口県立大学学術情報」がホームページに掲載されたことにより、今後、一般県民が、県立大学の最新の学術情報に簡単に触れることができる。大学、教員の研究は、論文などの形で世の中に出てはじめて研究成果と言えるのではないか。

今後このホームページを大いに活用して研究成果を積極的に発表し、県民の評価を受けていただきたい。

- 法人は厳しい自己評価を行っている。したがって、評価委員会の評価結果を法人の自己評価どおりとすることは妥当である。
- 受託研究等について、金額は増加したものの、件数は減少している。今後、産学連携の観点から、企業等への積極的なアプローチを行い、受託研究等を開拓していくことが必要である。
- 産学連携については、中小企業を最大のターゲットに、地域共生センターを中心に、関係団体等との連携などに取り組んでいるところである。
 なお、市町との連携についても、オープンカレッジを県下全域に展開している強みを生かしつつ、県立大学の研究シーズに関する情報発信に努め、連携関係の構築・強化を図っていきたい。
- 文部科学省G P補助金は、法人において一時立て替えた後に交付されるのか。また、G Pの取組に対する評価はどのようなかたちで行われるのか。
- 補助金の交付は、当該年度の事業終了後に精算払いされるのが原則であるが、概算払いの方法により四半期ごとに交付を受けることもできる。補助金が交付されるまでの間は、必要な経費は法人が立て替えることになる。
 G Pの取組に対する評価については、まず、採択された大学は、その取組の内容、経過、成果等をホームページにより継続的に公表することが義務付けられている。また、毎年度の補助事業完了時には、その実績、成果等を記載した報告書を文部科学省に提出し、審査を受けることになっており、その結果によっては、次年度以降の補助金の交付の際に条件が付されることもあり得る。
- 平成19年度の就職決定率は97.4%であるが、すべて学部の専門性を生かした就職先であると理解してよいか。
- 社会福祉、看護、栄養については、ほぼその専門性を生かした職についていると言えるが、国際文化については、学部の性格上、卒業生の就職先は多様である。
- 福祉の領域をはじめ、最近の大学生は就職しても早い時期に離職してしまうということが言われている。問題点や課題を明らかにする意味で、卒業後の状況について追跡調査を行うことは意義あるものと考えerがどうか。
- 各学部において同窓会的組織も立ち上がりつつあり、今後、学生の卒業後の状況のフォローアップに努めていきたい。
- ボランティア参加など学生が地域に根ざした活動を行うことは重要と思う。中期計画に掲げるボランティアセンター窓口の創設に関する取組がやや遅れている

と自己評価した理由は何か。

□ 中期計画に掲げるボランティアセンター窓口の創設は、大学全体としての窓口の組織化、一本化を目指すものである。現在、学生のボランティア活動については、社会福祉学部を中心とするもの、学生活動支援センターを窓口とするものなど若干輻輳しており、窓口の組織化等に関する検討作業がやや遅れている状況にある。

○ このあたりで、評価書原案の取扱いをまとめたい。当委員会の評価書の原案は、今回提示された素案のとおりとすることでよろしいか。

《各委員了承》

(2) 平成19年度に係る法人の財務諸表等について

● 利益の処分に関する書類(案)に、従前の教育研究・業務運営充実積立金とは別に、新たな目的積立金として、学生支援積立金が計上されているがその趣旨は何か。

□ 法人の財政運営は、法人化後に策定した6年間の中期財政計画に基づいて行っている。この中期財政計画は、過去の国公立大学の授業料改定を踏まえ、授業料の額を2年に1回、すなわち、平成19年度、21年度、23年度にそれぞれ1万5千円程度引き上げることによる増収を前提に策定している。

19年度は予定どおり授業料の改定を行ったところであるが、21年度の改定は、他の国公立大学の動向等を考慮すると、現時点においては困難と考えており、改定を行わない場合には、中期財政計画に対し、単年度で2千万円の収入不足が生ずることとなる。

19年度の最終予算額を見積もった時点で、剰余金の発生がある程度見込まれたことから、授業料の改定ができない場合の不足資金対応という点も考慮し、学生支援積立金4千万円を積み立てるという形で最終予算に計上したものである。

なお、学生支援積立金の名称は、授業料改定による増収の如何にかかわらず、学生サービスの水準の維持又は向上のための経費に充当すべき財源をあらかじめ確保するため、当該積立金は特に学生支援に充てることを明示したものである。

● 中期目標にもあるが、県立大学は「学生を大切に作る大学」であり、万一、財政状況が厳しくなった場合でも学生支援のレベルが低下しないよう、あるいは、学生支援のさらなる充実のために、剰余金を積み立て、有効に活用するという事は望ましいことと考える。

授業料の改定については、最近の社会情勢はもとより、法人における外部研究資金の獲得や経費の節減の取組状況、19年度決算や20年度予算の状況を考えると、

現時点では保護者等の理解を得ることもなかなか難しいと思うので、慎重に検討されてはいかがか。

- このあたりで、財務諸表等の承認に関する当委員会の意見案をまとめたい。承認することについて異論はないように思うので、財務諸表、剰余金の繰越は、法人の申請どおり承認することが適当と認めるということでよろしいか。

《各委員了承》

(3) その他

本日の審議事項に関わる今後の手続は次のとおりとするものとされた。

- ① 評価書については、評価書原案に対する法人の意見申し出の機会を付与する手続を経て確定すること
- ② 財務諸表等に関する意見は、評価書の確定にあわせて確定すること
- ③ 今後法人の意見申し出を踏まえて行う評価書の確定、財務諸表等に関する意見の確定は、評定（段階評価）に影響がない範囲の修正であれば、委員長一任とし委員会は開催しないこと

以 上